

第4回担い手確保・育成検討会 議事要旨

平成25年3月25日
国土交通省11階特別会議室

標記検討会において、委員より以下のような発言があった。

【専門工事業者等評価制度】

- 社会保険については、建設業許可はともかくとして、せめて加入していないと公共工事は受注できないというくらいの扱いにしないと対策が進まないのではないか。
- 本制度は、専門工事業者等の受注機会の確保のためだけでなく建設業界全体をよくするものであるべき。
- 「まずは必要な実態調査を行う」ということだが、既存の調査による蓄積もあることから、調査してすぐ試行を考えるくらいの段取りでないといけない。
- 若年者の入職については、相当スピードアップして取り組まないと間に合わない。
- TPP等の新たな国際展開の観点も必要。

【技能労働者の技能の「見える化」】

- マイナンバー制度が創設されれば、それを直接使用することはできなくとも、それを拠り所にできる。最終的には個人がIDカードを保有し、それにより現場への入退出を管理でき、経歴や建退共、社会保険の加入状況が記録されるようなものにすべき。
- 技能労働者の適正な評価と処遇は、データを「見える化」することによって自動的に達成できるものではないということに留意すべき。
- 「見える化」は目標年度を明らかにして進めるべきではないか。
- ゼネコン各社で、15年程前、このようなカードを発行していたことがある。「見える化」を行うにあたっては、過去の事例としてこれを踏まえる必要がある。
- 専門工事業の立場からは、できるだけ負担がないようにしてほしい。
- 元請と下請では、職人の能力と賃金の考え方は必ずしも一致していないが、これは一旦棚上げしつつ、しかし全体としては職人の処遇がよくなるという方法で元請・下請で合意できないと職人の処遇改善は全体として頓挫するおそれがある。
- 日本には技能評価の制度がない。これをきっかけに資格評価がなされるようになるといい。

【登録基幹技能者の更なる普及】

- ゼネコンが登録基幹技能者を使うメリットをあまり感じていない。国発注の工事で登録基幹技能者を使えば評価点があがるというような取り組みが今まで以上に必要。
- 登録基幹技能者を使うことにより、目に見えない形で品質が確保されている部分もあるのなら、そこをもっとアピールできればいい。
- 国がそういった取り組みを行うには、まだ登録基幹技能者の数が全体として足りなさ過ぎる。人数を増やし、質を上げていく必要があり、今はその過渡期であり、我慢のしどころ。
- 少なくとも建築の公共工事で、登録基幹技能者を使っているのであれば看板に記載することを義務化するべき。成果の前に周知が必要。
- 登録基幹技能者に対する上乗せの支払いを積極的に普及させることについて、民間発注者にもこういったことを周知するべきではないか。
- 今存在する唯一の業界全体の技能労働者に対する資格で、指標となり得るのでより活用して欲しい。請負とは別枠で上乗せで支払ってもいいし、標準見積書の中で確認資料としてゼネコンが認めてくれる、というように評価されてもいいのではないか。

【技能労働者に対する教育訓練】

- 例えば、大工などは訓練校もたくさんあるが、それぞれやっていることが違う。求められる職能が急速に変わっているのに、いつまでも古い技能を未だにやっているというところもある。そういった部分についても育成カリキュラムを作るなど必要ではないか。
- 建設業には作業分解というものがなく、どの職種にどのような作業が必要かというのが決まっていない。訓練の中身についてももっと踏み込んでいいのではないか。
- 「集中と選択」という問題と、「忙しくて教育を施す時間的余裕がない」という問題は、うまく折り合いを付けながら検討していく必要がある。
- OJTも重要であるので、特に公共工事で学べる場があるといいと思う。
- 周辺諸国と比べ、日本の品質確保は素晴らしいが、教育は稚拙な部分がある。周辺国にそれが見えてくると、日本の品質に疑問を持たれる。技能をどう教えていくかが重要。